

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 1 月 7 日

釧路地方裁判所帯広支部

裁判所書記官 豊 岡 孝 祐

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 1 月 22 日から 令和 8 年 1 月 29 日まで
開札期日	日 時 令和 8 年 2 月 4 日 午前 10 時 00 分 場 所 釧路地方裁判所帯広支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 2 月 18 日 午前 10 時 00 分 場 所 釧路地方裁判所帯広支部
特別売却 実施期間	令和 8 年 2 月 5 日から 令和 8 年 2 月 9 日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 1 月 7 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	1,360,000 1,088,000	一括	272,000	0	0
1	600,000				
2	760,000				
	</				

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|---------------------|
| 1 | 所 在 | 中川郡池田町字東二条 |
| | 地 番 | 7 番 3 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 4 0 5. 7 5 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 中川郡池田町字東二条 7 番地 3 3 |
| | 家屋 番号 | 7 番 3 3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 |
| | 床 面 積 | 9 7. 7 1 平方メートル |

物件明細書の記載について

当庁では、仮設物（仮設物置、仮設車庫等）について、物件明細書の物件目録に表示していません。

入札に当たって

入札時には、入札書ごとに、次の各書面を提出する必要があります。

- 1 暴力団員等に該当しない旨の陳述書
- 2 (入札者が個人の場合)住民票
(入札者が法人・会社の場合)法人・会社の登記事項証明書
- 3 (入札者が宅地建物取引業者の場合)宅地建物取引業の免許証の写し

- ◆ 上記1及び2の各書面は、入札時に提出がないと、入札が無効になります。
また、記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。
- ◆ 上記1の陳述書の「陳述」欄にある「☐自己の計算において・・・ありません。」は、入札者が他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合などに、☐にチェックを入れるものです。
チェックを入れた場合は、陳述書の注意書9を参照の上、必ず、別紙も添付してください。

釧路地方裁判所帯広支部競売係

物 件 明 細 書

令和 7年12月10日

釧路地方裁判所帯広支部

裁判所書記官 豊 岡 孝 祐

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、BITシステムのお知らせメニューにも掲載されています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|---------------------|
| 1 | 所 在 | 中川郡池田町字東二条 |
| | 地 番 | 7 番 3 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 4 0 5 . 7 5 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 中川郡池田町字東二条 7 番地 3 3 |
| | 家屋 番号 | 7 番 3 3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 |
| | 床 面 積 | 9 7 . 7 1 平方メートル |



令和 7 年(ケ)第 12 号
令和 7 年10月30日受理
令和 7 年11月**14**日提出



現況調査報告書

釧路地方裁判所帯広支部

執行官 大 丘 学

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|---------------------|
| 1 | 所 在 | 中川郡池田町字東二条 |
| | 地 番 | 7 番 3 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 4 0 5 . 7 5 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 中川郡池田町字東二条 7 番地 3 3 |
| | 家屋 番号 | 7 番 3 3 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 |
| | 床 面 積 | 9 7 . 7 1 平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	(住居表示未実施)	
土地	物件 1	
現況地目	☒ 宅地 (物件 1) ☐ 公衆用道路 (物件) ☐ (物件)	
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)	
その他の事項	「その他の事項」記載のとおり	
建物	物件 2	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる (☐ 主である建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：	
物件目録にない附属建物	☒ ない { 種類： ☐ ある { 構造： 床面積：	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 住居 (空き家) として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地 (目的外土地)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外土地の概況」のとおり)	
その他の事項	「その他の事項」記載のとおり	
執行官保管の仮処分	☒ ない [地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号 ☐ ある [保管開始日 令和 年 月 日	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

■土地関係（物件1）

- 1 境界石は3箇所確認することができた。これを基点とした簡易計測及び周囲の概況等から、おおむね公図どおりと推測されるものの、本土地の範囲等の確定には専門家による測量を要する（土地建物位置関係図参照）。
- 2 南西側が舗装町道に接している（土地建物位置関係図、写真①参照）。
- 3 おおむね平坦地である。南西側町道とはやや高く接面し、その他の隣地とはほぼ等高に接面している（写真①⑬参照）。
- 4 敷地内の樹木の手入れがされておらず、全方向に越境している（写真⑮⑯⑰⑱参照）。
- 5 雑草が繁茂している（写真①⑨⑪⑭⑯参照）。
- 6 亡A（以下単に「A」という。）名義の普通乗用自動車が残置されている（写真⑨⑩参照）。
- 7 タイヤ等の雑品類残置あり（写真①⑯参照）。

■建物関係（物件2）

- 1 外部の保守管理は経年相当、内部の保守管理は劣る（平成8年築）。
- 2 ポーチあり（建物間取図、写真①⑯参照）。
- 3 内部の汚損が著しい（写真④参照）。
- 4 窓2箇所 to 損傷あり（写真⑬⑭参照）。
- 5 仮設スチール製車庫（約16.24㎡）あり（土地建物位置関係図、写真⑨⑩⑮参照）。
- 6 仮設スチール製物置（約5.32㎡）あり（土地建物位置関係図、写真⑪⑫⑯参照）。
- 7 本建物内、仮設スチール製車庫内及び同物置内に残置物あり（写真②～⑧⑩⑫参照）。

以 上

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■所有者亡B相続財産 相続財産清算人（以下 「相続財産清算人」と いう。）	1 当職は、本土地建物に居住していたAの相続人の相続財産清算人なので、Aの詳細については、よく分かりません。 2 Aの死亡日は、令和5年3月12日です。 3 本建物は、空き家であるものと思料します。 4 当職は、本建物の鍵を所持していません。 5 現況調査立入期日に立ち会うことはできません。貴職において、しかるべく調査を進めて下さい。 以 上
■隣地（地番7番32） 土地所有者	1 Aは、とても感じの良い人で、近所付き合いも良好でした。 2 Aは、令和5年春先に亡くなりました。 3 Aが亡くなってから、今日に至るまで、本建物は空き家の状態です。私が観察している限り、第三者の出入りはありません。 4 本土地についても、Aが亡くなってから、今日に至るまで、第三者が利用している状況はありません。 5 本土地上の仮設スチール製車庫及び仮設スチール製物置は、Aが使用していました。 6 本土地上に駐車されている普通乗用自動車も、Aが使用していました。 7 本土地上に植栽されている樹木が、私の所有する土地上に越境しています。剪定するなどして、解消していただければ幸いです。 以 上
■隣地（地番7番24） 土地所有者	1 本土地上に植栽されている樹木が、私の所有する土地上に越境しているので、剪定していただきたいです。 2 夏から秋にかけて、本土地上に植えているぶどうのつるが大きく越境してきますので、剪定していただきたいです。 3 本土地上は雑草が繁茂しています。そのことが原因で、スズメバチの巣ができていました。草刈りをするなどして、整備していただきたいです。 以 上
■隣地（地番7番8） 入居者	本土地上の雑木が傾き、地番7番8の駐車場に越境してきています。自動車はその枝に引っ掛かり、傷が付いたりすると、お互い嫌な気持ちになると思いますので、整理していただければ良いと思います。 以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

■本土地建物の占有について

- 1 令和5年3月12日、Aは死亡した。
- 2 ライフライン調査の結果は、以下のとおりである。
 - (1) 電気契約者 なし。
 - (2) 水道契約者 なし。ただし、令和5年3月25日供給停止、直近の契約者A
- 3 本建物立入調査時（令和7年11月6日）、次の点を確認した。
 - (1) 本建物内部に残置されていた書類に、第三者名義の書類はほぼ無く、ほぼ全部がA名義の書類だった。
 - (2) 仮設スチール製車庫、仮設スチール製物置内に残置されている動産類についても、第三者の所有物を認定すべき動産類は無かった。
- 4 隣地（地番7番32）土地所有者の陳述によると、本建物には、Aの死亡後、第三者が出入りをしている状況はない。
- 5 本土地上に存在する普通乗用自動車は、上記同土地所有者の陳述によると、Aが使用していた。自動車登録事項等証明書の所有者名義もAである。
- 6 上記1～5の状況を総合的に勘案した結果、令和5年3月12日まで、Aが、本土地を本建物の敷地として使用し、本建物を住居として占有していたが、以後は、空き家の状態で占有しているものとする。

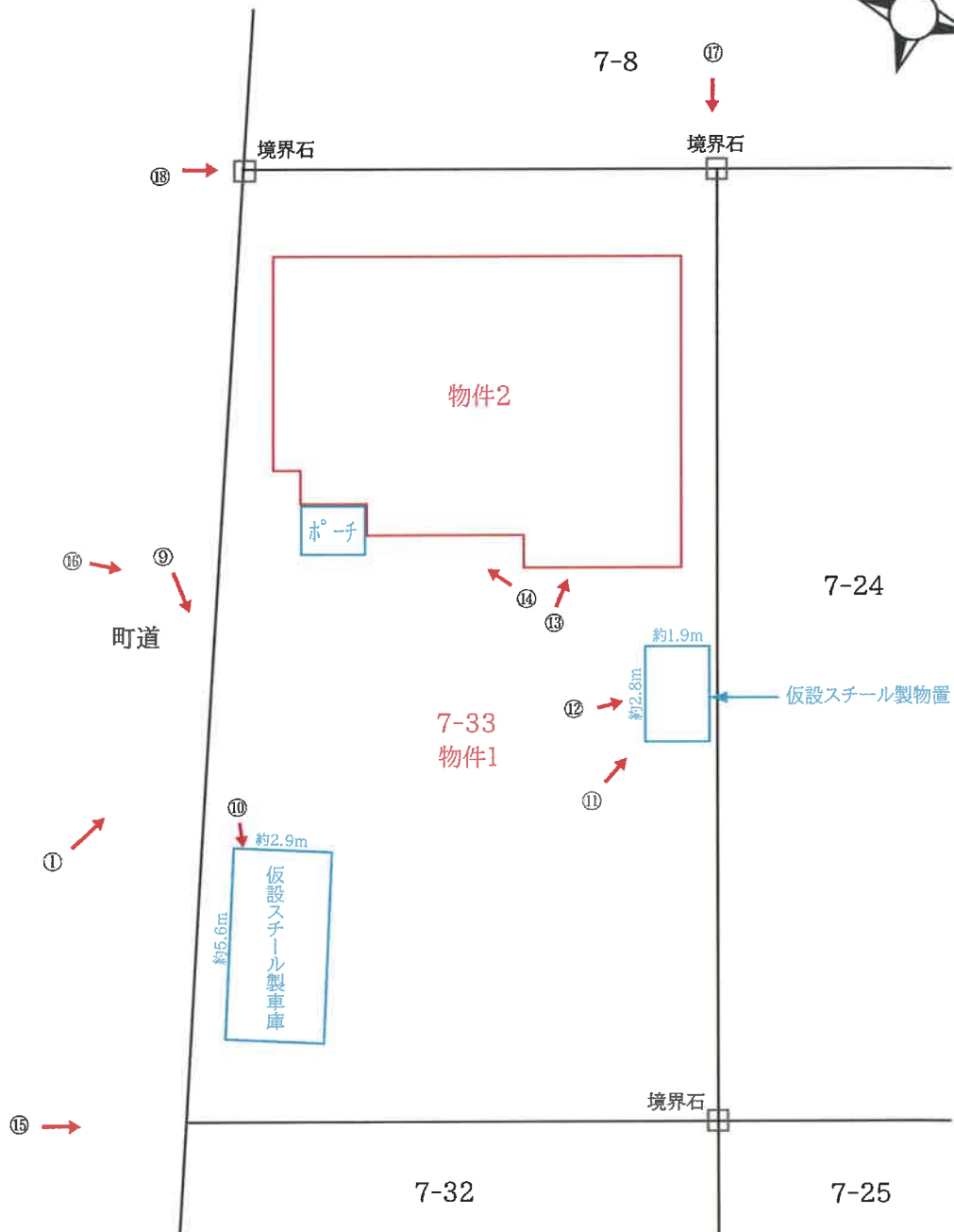
よって、本土地建物の占有は、2枚目の「占有者及び占有状況」のとおりであるものと思料する。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年10月31日（金） 09:50－10:10	釧路地方法務局 帯広支局	件外建物調査
7年10月31日（金） 10:50－11:00	当庁	相続財産清算人と面談聴取、占有等調査
7年10月31日（金） 13:00－14:00	物件所在地	物件確認、外部概況調査、写真撮影、隣地土地所有者 地番7番32及び地番7番24土地所有者並びに地番 7番8居住者と面談、占有等調査
7年10月31日（金） 14:15－14:20	北海道電力ネットワーク㈱ 池田ネットワークセンター	ライフライン（電気）調査照会書提出
7年10月31日（金） 14:40－15:05	池田町役場資産税課	家屋平面図写し取得
7年10月31日（金） 15:05－15:10	池田町役場上下水道部	ライフライン（水道）調査照会書提出
7年11月 4日（火） 09:50－10:10	釧路地方法務局 帯広支局	隣地（地番7番32、7番24及び7番8）登記事項 証明書取得、所有者確認、占有等調査
7年11月 5日（水） 11:00－11:10	当庁	相続財産清算人に架電聴取、占有等調査
7年11月 6日（木） 10:15－11:15	物件所在地	立入調査、評価人同行、立会人C立会、写真撮影、占 有等調査
7年11月 6日（木） 16:10－16:30	北海道運輸局帯広運輸 支局	登録事項等証明書取得、本土地上の自動車の所有者確 認、占有等調査
（特記事項） ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に 立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☒ 令和 7 年 11 月 6 日 立会人 C を立ち合わせ、建物内に立ち入った。		

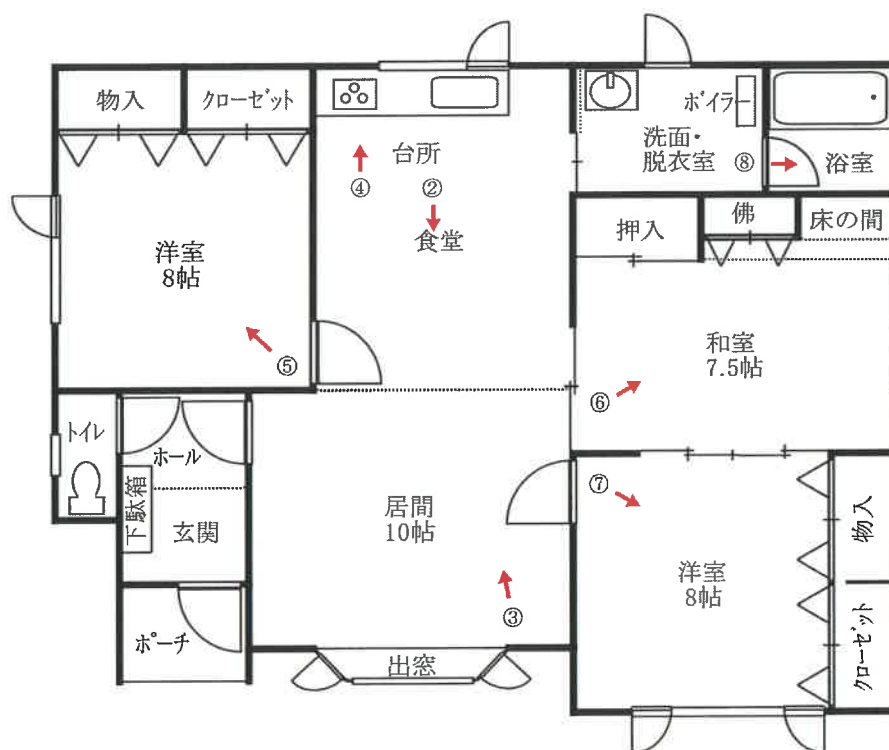
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



(7 枚目)

建物間取図

(写真撮影方向図)



評価人作成
縮尺:約1/200

①



②



(9 枚目)

③



④



(10 枚目)

⑤



⑥



(11 枚目)

⑦



⑧



(12枚目)

⑨



⑩



(13 枚目)

⑪



⑫



(14 枚目)

⑬



⑭



(15 枚目)

⑮



⑯



(16 枚目)

⑪



⑫



(17 枚目)

令和7年（ケ）第12号
令和7年11月6日現地調査
令和7年11月12日評 価

釧路地方裁判所帯広支部 御中

評 価 書



評価人 不動産鑑定士
酒 井 寛 太

第1 評価額

一 括 価 格	
金 1,360,000 円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 600,000 円
物件2（建物）	金 760,000 円

- ① 一括価格は、物件1、2の各不動産について一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 物件1の内訳価格は物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	中川郡池田町字東2条 7番33 宅地 405.75m ²	同左
2	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	中川郡池田町字東2条7番地33 7番33 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 97.71m ²	同左
番号	特 記 事 項		
1	○目的土地については、現地調査及び土地・建物全部事項証明書による調査等の結果、土壌汚染の可能性は確認できなかった。ただし、評価人としての調査は限界があるため、詳細については専門家による調査を要するものである。 ○目的土地の現況把握にあたっては、確認できた境界石を基に簡易計測した結果、公図等と概ね一致する事を確認し、別添「土地建物位置関係図」を作成した。但し、正確な土地の境界・面積、建物等の配置の確定等にあたっては専門家による調査を要する。		
2	○以下の工作物が存する。 ・ポーチ ・仮設スチール製車庫（約16.24m²） ・仮設スチール製物置（約5.32m²）		

第4 目的物件の位置や環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	J R 根室本線「池田」駅の北方約1.1km（道路距離） 十勝バス「池田大通6丁目」バス停の南東方約550m（道路距離） （別添「位置略図」参照）	
付近の状況	近隣地域は池田町本町市街地を南北に縦走するJR根室本線の東側背後に形成された、主として低層一般住宅が建ち並ぶ住宅地域である。	
主な公法上の規制等（道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	非線引都市計画区域 第1種住居地域 60％ 200％ なし 建築基準法第22条指定区域
画地条件	○土地の形状は間口28.04m、奥行15.27m、規模405.75㎡の台形の間画地である。 ○地勢は概ね平坦、隣接地との高低差はない。	
接面道路	○南西側8m舗装町道にやや高位で接面（建築基準法第42条1項1号該当）。	
土地の利用状況	○土地所有者が本土地上に物件2の建物を所有し、占有している。 ○敷地内は手入れがなされていなく、雑草が繁茂する他、生い茂った樹木の枝が隣接地、道路に越境している。 ○北西側隣接地は共同住宅の敷地、北東及び南東側隣接地は一般住宅の敷地である。	
供給処理施設	上水道 ガス配管 下水道	有り 無し 有り
特記事項	○「第3 目的物件 特記事項」記載のとおり。 ○目的土地は「周知の埋蔵文化財包蔵地」の指定はなされていない。 ○敷地内には普通乗用自動車1台の他、タイヤ、雑品類、ゴミ等が残置されている。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載） 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	平成8年11月19日 新築 29 年 6 年
仕 様	構 造 屋 根 外 壁 内 壁 天 井 床 設 備 そ の 他	木造 亜鉛メッキ鋼板葺 サイディング ビニールクロス等 ビニールクロス等 化粧フロア、カーペット、畳、クッションフロア等 電気、給排水、衛生設備等 －
床 面 積 （現 況）	97.71㎡	
現況用途等	階 層 現 況 用 途 間 取 り	平家建 居宅 別添「建物間取図」参照
品 等	普通	
保守管理の状態	○外壁は経年相応の状態にあるが、室内は空き家の状態にあって全体的に清掃がなされていなく、各室内は著しく汚損しており、保守管理の状態は劣る。 ○居間及び南東側洋室の窓に損傷あり。	
建物の利用状況	○建物所有者が住居（空き家）として使用している。詳細は「現況調査報告書」参照。	
特記事項	○「第3 目的物件 特記事項」記載のとおり。 ○目的建物は建築確認及び工事完了検査済証の交付を受けている。 ○水道、電気、暖房等の設備については動作確認ができず、使用可能かどうかは不明である。 ○室内には大量の家財道具、衣類、ゴミ等が残置されている。 ○仮設車庫及び物置内には雑品類、ゴミ等が残置されている。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡)	個別 格差	地 積 (㎡)	建付減価 補正率	土地の定 着物 (円)	建付地価格 (円)
	ア	イ	ウ	エ	オ	ア×イ×ウ×エ+オ
1	5,100	104.5%	405.75	100%	—	2,160,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 北海道池田一
公示価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $5,800\text{円/㎡} \times 98.5/100 \times 100/100.0 \times 100/110.3 = 5,100\text{円/㎡}$
 ◇ 時点修正：△0.14%/月（公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。）
 ◇ 標準化補正：標準的である
 ◇ 地域格差：交通接近条件（公共施設との接近性）1.05×環境条件1.05＝相乗積1.103

イ 個別格差：方位（南西）1.045

ウ 地 積：登記数量

エ 建付減価補正率：土地と建物等の適応性を考慮した。

オ 土地の定着物：—

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価（ポーチを含む）を建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡)	現況延床面積 (㎡)	現価率	工作物等価格 (円)	建物価格 (円)
	ア	イ	ウ	エ	ア×イ×ウ+エ
2	210,000	97.71	8.6%	0	1,760,000

ウ 現価率：

経済的全耐用年数 35年、経過年数 29年、経済的残存耐用年数 6年、観察減価率 50%

$$(6\text{年} / 35\text{年}) \times (1 - 50\%) = 8.6\%$$

エ 工作物等価格：工作物等の現存価値は観察により下記のとおり直接評価し、主たる建物の価格に加算した。

仮設スチール製車庫：0円

仮設スチール製物置：0円

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ
1	2,160,000	20%	法定地上権	430,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を20%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	市場性 修 正 ウ	競売市場 修 正 エ	その他の 控除減価 (敷金等) オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	2,160,000	-430,000	50%	70%	—	600,000
2	1,760,000	+430,000	50%	70%	—	760,000
一括価格 (合計)						1,360,000

ウ 市場性修正： 池田町における戸建住宅の市場動向、記述の特記事項欄記載事項、目的物件の個別性（残置物の存在、樹木の枝の越境等）を勘案し、上記のとおり判定した。

エ 競売市場修正： 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した減価。

オ その他の控除減価（敷金等）：特になし。

第6 参考価格資料

- 1 地価公示標準地 北海道池田ー1
所 在 中川郡池田町字西2条8丁目33番
価 格 5,800円／㎡
位 置 JR「池田」駅の北西方1.3kmに位置する
価 格 時 点 令和7年1月1日
地 積 371㎡
供給処理施設 水道、下水
接 面 街 路 北側9m町道
用途指定等 第1種中高層住居専用地域（建蔽率60％、容積率150％）
地 域 の 概 要 一般住宅が建ち並ぶ利便性の良い既成住宅地域
- 2 固定資産税評価額（令和7年度）
物件1：1,533,735円
物件2：2,017,835円

第7 附属資料の表示

- 1 受命物件の位置略図
- 2 公図（地図に準ずる図面）写し
- 3 地積測量図写し
- 4 建物図面・各階平面図写し
- 5 土地建物位置関係図
- 6 建物間取図

以 上



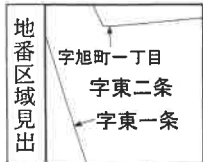
地理院タイルを加工して作成

位置略図
「国土地理院地図」

この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。
(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(tokachi2003.par)による修正がされています。



請 求 部 分	所 在	中川郡池田町字東二条					地 番	7番33		
出 力 縮 尺	1/1000	精 度 区 分		座 標 系 番 号 又 は 記 号	X III	分 類	地図に準ずる図面		種 類	その他
作 成 年 月 日	昭和11年10月				備 付 年 月 日 (原 図)			補 事 記 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。
(釧路地方法務局帯広支局管轄)

令和5年10月16日
東京法務局中野出張所
登記官

登記年月日：平成7年10月12日

679199

地図番号	境界線の種類及び境界点の記号又は点名			
	種類	コンクリート標		
9, 10, 11	既設			
	新設			
与点の種類	① 公共基準点	ロ. 図根点	ハ. 登記基準点	ニ.

与点の成果

4級基準点 -118201.85 -66208.21
2級基準点 (2) -118955.04 -65903.62
2級基準点 (3) -119773.94 -65211.73

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(釧路地方法律事務所 菅野 伸一)

令和5年10月16日 東京法律局中野出張所

登記官

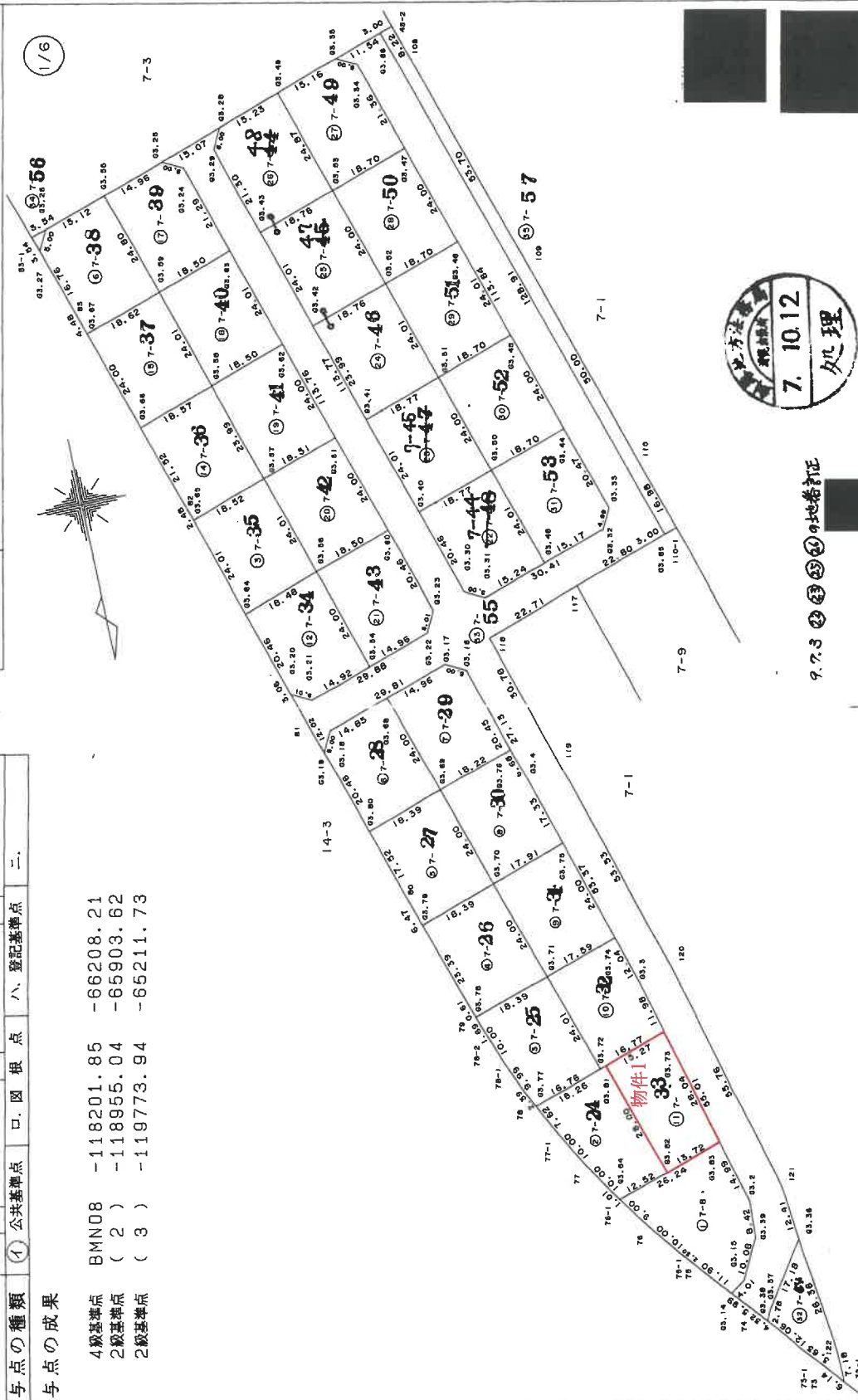
請求番号：12-2

(1/6)

この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています

地番	番	地積	土地	所在	図	図
7-24-57	-8		土地	所在	図	図
土地の所在						

中川郡池田町字東2条



官公署証明番号	平成	年	月	日	第	号
作製者	土地家屋調査士					
申請人						
縮尺						1/1000

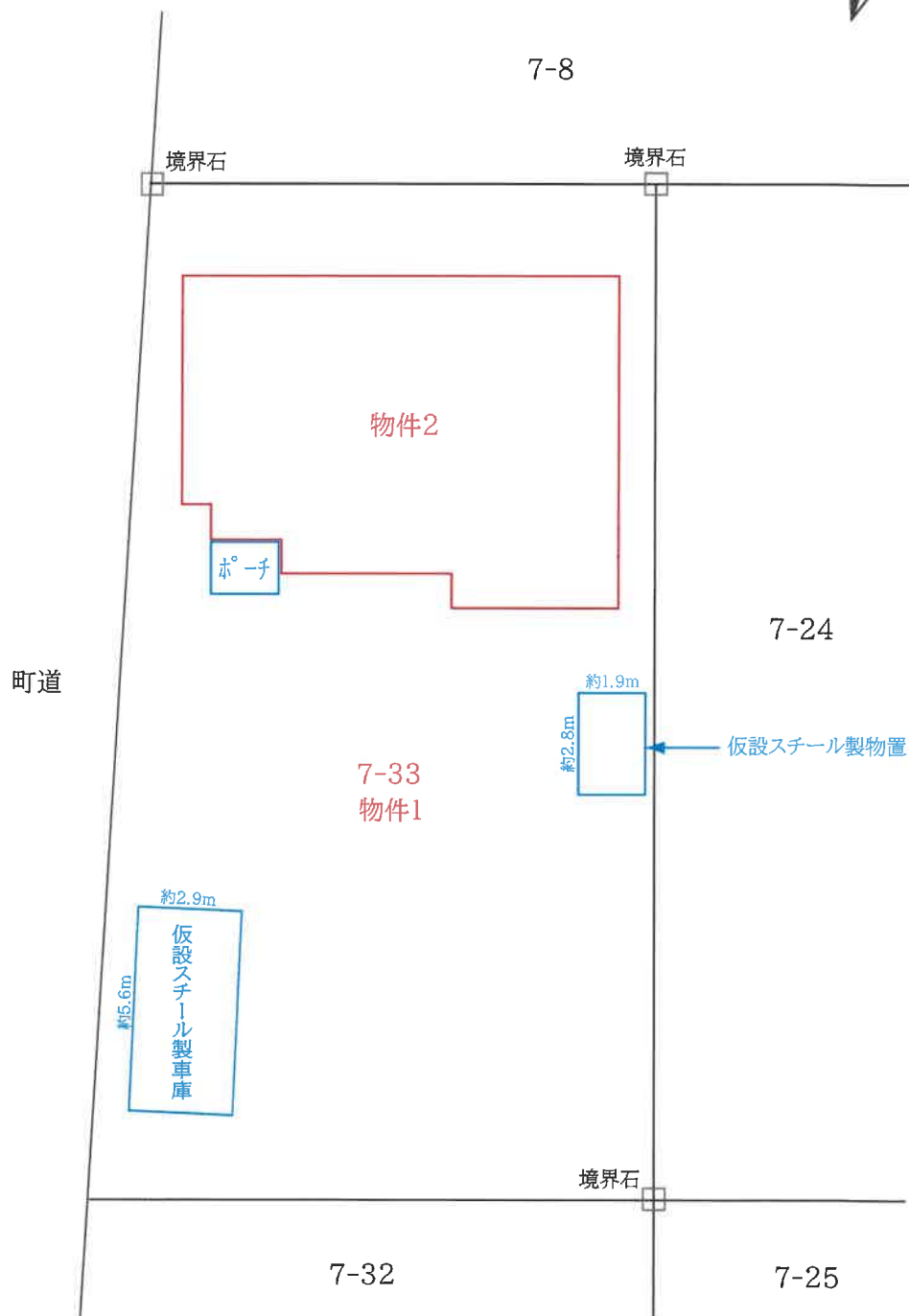
9.7.3 ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	7. 10. 12	処理
---	-----------	----

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(釧路地方検察局帯広支局管轄)
令和5年10月16日 東京法務局中野出張所

東京法務局中野出張所

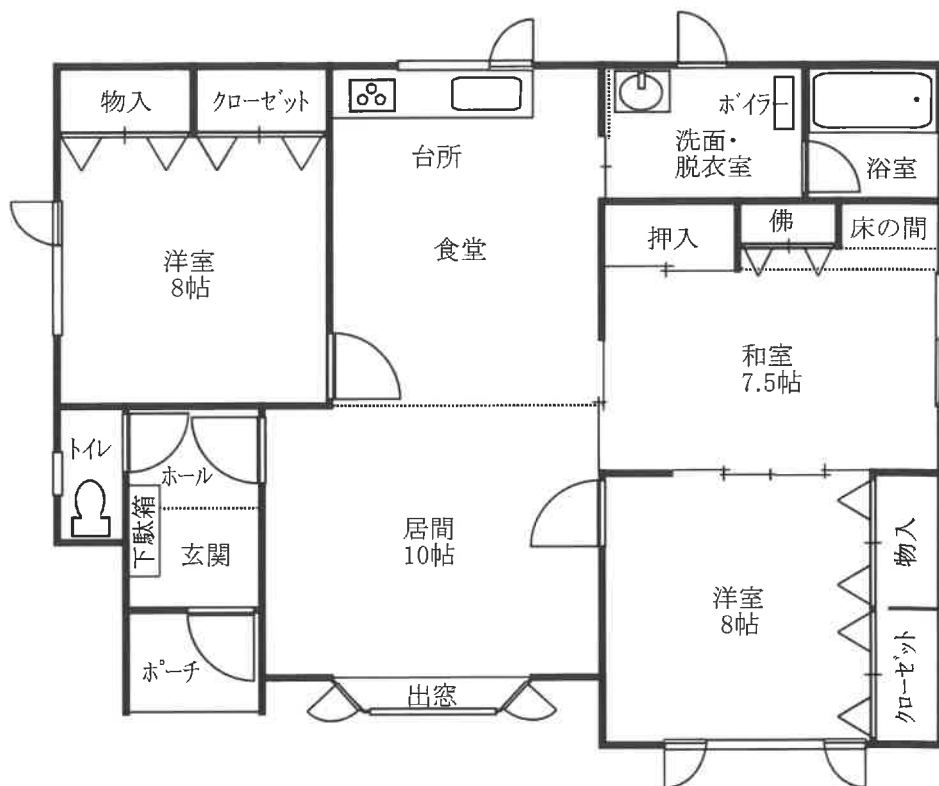

$$\frac{1}{R}$$

土地建物位置関係図



評価人作成
縮尺:1/200

建物間取図



評価人作成
縮尺:約1/200